定期報告が必要な建築物と建築設備

○対象となる建築物(建築基準法第12条第1項)

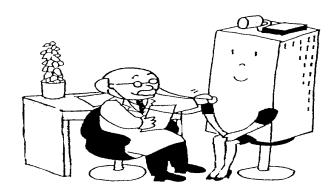
			_
用途		規模・条件 対象用途に供する部分の階数及び床面積の合計 (複数ある場合は、いずれかに該当するもの。) ※該当用途が避難階のみのものを除く	報告時期 検査済証の交付を受けた 場合は、その直後の定期 報告時期を除く。
1	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(床面積100㎡超)	
2	観覧場、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	昭和56年を始期とし、 2年ごと
3	病院・診療所(入院施設のあるもの)、 児童福祉施設等※1	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	(4月1日から11月30日)
4	旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	
5	共同住宅・寄宿舎(高齢者、 障害者等の就寝の用に供するもの (サービス付き高齢者向け住宅など) に限る。)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	
	下宿、共同住宅·寄宿舎 (上記以外)	5階以上の階にあるもの、かつ、対象用途の床面積の合計が1,000㎡以上	昭和56年を始期とし、 3年ごと
6	学校、体育館(学校に付属するもの に限る)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上	(4月1日から6月30日)
7	体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上	
8	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④地階にあるもの(床面積100㎡超)	昭和56年を始期とし、 2年ごと (4月1日から11月30日)
9	事務所	階数が5階以上で延べ面積が1,000㎡を超え、 かつ、地階又は3階以上にその用途に供する部分 (100㎡超)を有するもの	平成17年を始期とし、 3年ごと
10	1~8の併用	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②建築物の延べ面積が500㎡超え、かつ、2以上の 用途に供する部分の面積が100㎡超	(4月1日から6月30日)

^{※1} 児童福祉施設等とは、建築基準法施行令第115条の3第1項に掲げるもの

○対象となる建築設備等(建築基準法第12条第3項)

種別	条件	報告時期	
昇降機※4	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機		
換気設備*5	特定建築物に設置したもの		
排煙設備※6	特定建築物に設置したもの		
非常用の照明装置※6	特定建築物に設置したもの	T 昭和56年を始期とし、 毎年	
防火設備※7	①特定建築物に設置したもの ②以下に掲げる4つの用途のうち、床面積200㎡以上の建築物に設置したもの ・病院、有床診療所 ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、 障害者グループに限る) ・就寝用途の児童福祉施設等	- (4月1日から9月30日)	
準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設		

- ※4 昇降機については、以下のものは対象外
 - ・住戸内のみを昇降するエレベーター
 - ・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する昇降機
- ※5 建築基準法第28条第2項ただし書き又は同条第3項の規定により設けられた機械換気設備 及び中央管理方式の空気調和設備に限る。
- ※6 建築基準法第35条の規定により設けられたものに限る。
- ※7 建築基準法施行令第109条に規定する防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備 (常時閉鎖した状態にあるもの、防火ダンパー及び外壁開口部に設けられたものを除く。)
- ※8 報告に先立って実施する検査は、報告日の**1ヶ月以内**に実施したものでなければならない (甲府市建築基準法施行細則第15条第3項)



^{※2} 報告に先立って実施する調査は、報告日の**3ヶ月以内**に実施したものでなければならない (甲府市建築基準法施行細則第14条第3項)